

諏訪湖ジュニアアイスホッケークラブやまびこバスターズ会則運用上のルールについて

(ルールの目的)

諏訪湖ジュニアアイスホッケークラブやまびこバスターズ会則（以下、会則という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

○監督、コーチの交通費及び宿泊代について（会則 第18条（3）及び附則4 関連）

- 1.監督、コーチの交通費は、キロ単価20円とする。
- 2.監督、コーチの交通費は、担当カテゴリーに自身の子が所属している監督、コーチには支給しない。ただし当該選手が参加しない試合等に監督、コーチが参加する場合は支給する。
- 3.監督の宿泊代は全額支給する。
- 4.コーチの宿泊代は、1人分の宿泊代を参加コーチ人数で割った金額を、それぞれ支給する。ただし、自身の子が参加している場合は、支給しない。

○レフェリー代について（会則には規定なし）

- 1.練習試合や交流戦等でレフェリーを監督、コーチに依頼する場合、担当するカテゴリーに関係なく、500円/30分を一区切りとして算出し、レフェリー代を支払うものとする。
※一区切りとなる30分を超過した場合は次の500円/30分を加算するものとする。
※30分に満たずに終了した場合であっても減額はしない。
- 2.練習試合や交流戦等でレフェリーをチーム外の方に依頼する場合、担当するカテゴリーに関係なく500円/30分を一区切りとして算出し、レフェリー代および交通費（有料道路料金を含む）を支払うものとする。交通費の算出にあたっては当該レフェリーが居住する市町村の「役所または役場」から「やまびこスケートの森 アイスアリーナ」までの最短（往復）距離（1km未満切り捨て、キロ単価20円）とし、有料道路を利用する場合は「居住地の最寄りのIC」から「岡谷IC」の往復分とする。
※一区切りとなる30分を超過した場合は次の500円/30分を加算するものとする。
※30分に満たずに終了した場合であっても減額はしない。
- 3.レフェリー、ラインズマンは一律で500円/30分を一区切りとして算出し、支払うものとする。
- 4.主催する交流戦・大会でレフェリー出不足金を徴収する場合には、レフェリー予算に余剰が生じないように、レフェリー代を調整して支払う。

- ・「レフェリー代について」の2項の内容を追加（2021.11.24臨時役員会にて改定）
- ・「レフェリー代について」の1項および2項のレフェリー代算出方法を見直し（2022.5.31年度末定期総会にて改定）